

令和 8 年度第 1 回飯塚市男女共同参画推進委員会 次第

日 時 令和 8 年 4 月 27 日(月)
14 時 00 分～16 時 00 分(予定)
場 所 飯塚市役所本庁 4 階 入札室

1. 委嘱状交付式
2. 市民協働部長挨拶
3. 委員・事務局紹介
4. 議題
 - (1)会長・副会長の選出
会 長()
副会長()
 - (2)第 3 次飯塚市男女共同参画プランの策定について(諮問)
 - (3)飯塚市男女共同参画推進委員会の所掌事務及び「飯塚市男女共同参画推進条例」について
 - (4)第 3 次飯塚市男女共同参画プランについて
 - ①策定の趣旨について
 - ②男女共同参画に関する国・県の動き
 - ③第 3 次飯塚市男女共同参画プラン体系図(案)、骨子(案)について
 - ④第 3 次飯塚市男女共同参画プラン策定に関するスケジュールについて
 - (5)令和 8 年度事業計画について
 - (6)サンクスフォーラム実行委員会委員の選任について
 - (7)令和 7 年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について(報告)
 - (8)その他

【送付資料】

- 資料 1-1:飯塚市男女共同参画推進条例【事前送付資料】
 - 資料 1-2:飯塚市男女共同参画推進条例のあらまし【事前送付資料】
 - 資料 2:飯塚市男女共同参画推進条例施行規則【事前送付資料】
 - 資料 3:男女共同参画に関する国内の動向【事前送付資料】
 - 資料 4:第 3 次飯塚市男女共同参画プラン体系図(案)
 - 資料 5:第 3 次飯塚市男女共同参画プラン骨子(案)
 - 資料 6-1:令和 8 年度飯塚市男女共同参画推進委員会スケジュール【事前送付資料】
 - 資料 6-2:令和 8 年度飯塚市男女共同参画推進委員会スケジュール(全体)【事前送付資料】
 - 資料 7:第 3 次飯塚市男女共同参画プラン体系(案)等に関する委員意見書・返信用封筒
 - 資料 8-1:令和 8 年度の事業計画(企画)
 - 資料 8-2:令和 8 年度の事業計画(事業係)
 - 資料 9:令和 7 年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書【事前送付資料】
- 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン(新規委員のみ)
男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書及び概要版【事前送付資料】
女性の労働状況に関する事業所調査結果報告書及び概要版【事前送付資料】
委員名簿

○飯塚市男女共同参画推進条例

平成19年7月10日

飯塚市条例第35号

改正 H28—1

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 男女共同参画推進のための基本的施策(第10条—第19条)
- 第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(第20条—第28条)
- 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第29条—第38条)
- 第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会(第39条・第40条)
- 第6章 雑則(第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (2) 事業者等 営利非営利を問わず、市内において事業又は活動を行う民間の法人その他の団体をいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため

必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(経済的又は社会的な側面での暴力的行為を含む。)をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(国際的協調)

第5条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、前3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を市の主要な政策として位置づけ、男女共同参画社会の形成を促進するための施策(積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、参画施策を実施するに当たっては、市民及び事業者等の協力を得るよう努

めなければならない。

3 市は、参画施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その事業又は活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画推進のための基本的施策

(調査研究)

第10条 市は、参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成について理解を深めるよう啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画推進教育の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、

家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(女性の労働環境改善のための支援)

第14条 派遣労働及びパートタイム労働を含む就労の場における男女格差はなお大きく、家事、育児、介護等に加え女性労働の負担が重いことにかんがみ、市は、男性の家庭責任の共有を促進するとともに、女性の労働環境の改善について必要な支援を行うものとする。

(地域団体等における男女共同参画の促進)

第15条 市は、女性が地域社会において重要な役割を果たしていることにかんがみ、地域において活動する団体、組織等の方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため必要な支援を行うものとする。

(政策又は方針決定過程への女性の参画の促進)

第16条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市が行う政策の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(飯塚市男女共同参画プラン)

第17条 市は、参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、参画施策についての基本的な計画(以下「参画プラン」という。)を策定するものとする。

2 市は、参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、第39条の飯塚市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

3 市は、参画プランに基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(参画プラン施策の実施体制の整備)

第18条 市は、参画プランに基づく施策を実施するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の拠点)

第19条 市は、飯塚市男女共同参画推進センター(飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号)第2条に規定する施設をいう。)を、市民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点として位置づける。

第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン

(オンブズパーソンの設置)

第20条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

2 オンブズパーソンの定数は、2人とする。

3 オンブズパーソンは、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、オンブズパーソンのすべてが、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(独任制)

第21条 オンブズパーソンは、独立してその職権を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(代表オンブズパーソン)

第22条 オンブズパーソンは、互選により代表オンブズパーソンを選任する。

2 代表オンブズパーソンは、合議事項につき、オンブズパーソンを代表する。

(任期)

第23条 オンブズパーソンの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 オンブズパーソンは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(責務)

第24条 オンブズパーソンは、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ

適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第25条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又はオンブズパーソンの公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第26条 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(身分の保障)

第27条 市長は、オンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合でなければ、委嘱を解くことができない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があった場合

(関係機関等との連携)

第28条 オンブズパーソンは、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第29条 市民及び事業者等は、オンブズパーソンに対し、市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、オンブズパーソンに対し、救済の申出をすることができる。

(オンブズパーソンの処理の対象としない事項)

第30条 前条の苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる

事項であるときは、前条の規定にかかわらず、オンブズパーソンの処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
- (4) オンブズパーソンが行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないとオンブズパーソンが認める事項

(H28—1—改)

(調査)

第31条 オンブズパーソンは、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に通知しなければならない。

2 市は、前項の調査を拒んではならない。

3 市民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。

(却下)

第32条 オンブズパーソンは、苦情等の申出が第30条各号に掲げる事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、オンブズパーソンは、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第33条 オンブズパーソンは、第29条第1項の苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)をすることができる。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。

- 4 オンブズパーソンは、是正勧告及び前項の報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済勧告)

第34条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市の機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等の救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。ただし、救済勧告は、オンブズパーソンの合議を要する。

- 2 救済勧告を受けた当該機関は、当該救済勧告を尊重しなければならない。

- 3 第1項の場合において、前条第4項の規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第35条 オンブズパーソンは、苦情等の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。ただし、意見表明は、オンブズパーソンの合議を要する。

- 2 前項の場合において、第33条第4項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権侵害の救済措置)

第36条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

- 2 前項の場合において、オンブズパーソンは、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

- 3 オンブズパーソンは、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、オンブズパーソンの合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第37条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況の必要な事項について公表をすることができる。

3 前2項に規定する場合において、市長は、オンブズパーソンの求めを尊重しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、第1項の要請及び第2項の公表を行ったときは、オンブズパーソンに対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第38条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案につき、調査を行い、必要な措置を執ることができる。

2 前項の場合において、次項に定めるもののほか、第31条及び第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、オンブズパーソンの合議を要する。

3 オンブズパーソンは、自己の発意に基づく人権侵害に係る事案につき、調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

4 市長は、オンブズパーソンの発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会の設置)

第39条 市は、参画プランを策定し、及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)を置く。

(組織及び所掌事務)

第40条 参画推進委員会の組織及び所掌事務については、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要なオンブズパーソンの委嘱その他の準備は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年3月28日 条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

飯塚市男女共同参画推進条例のあらまし

飯塚市においては、これまで男女共同参画を推進してきました。しかし、市が行った意識調査によると家庭生活、職場、社会通念等様々な分野で男女間の不平等を感じている市民が多いことがわかりました。

これらの意識をなくし、女性も男性も、自分らしくイキイキと生きることができる男女共同参画のまち飯塚市を実現するために、全市で男女共同参画社会の形成を促進することを目的に条例を制定しました。

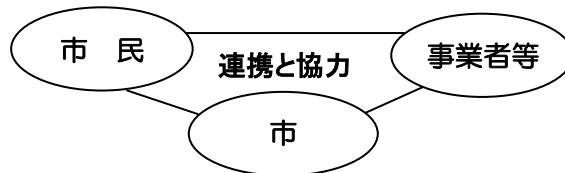
飯塚市男女共同参画推進条例の構成

基本理念（第3条—第5条）

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 国際的協調



市の責務（第6条）・市民の責務（第7条）・事業者等の責務（第8条）



性別による差別的取扱い等の禁止（第9条）



基本的施策（第10条—第19条）

- 調査研究
- 啓発活動
- 男女共同参画推進教育の充実
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 女性の労働環境改善のための支援
- 地域団体等における男女共同参画の促進
- 政策又は方針決定過程への女性の参画の促進
- 飯塚市男女共同参画プラン
- 参画プラン施策の実施体制の整備
- 男女共同参画の推進の拠点

飯塚市男女共同参画オンブズパーソン

（第20条—第28条）

苦情及び救済の申出の処理

（第29条—第38条）

飯塚市男女共同参画推進委員会

（第39条・第40条）



男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

3つの基本理念を定めました。(第3条—第5条)

これらの基本理念は、市をはじめ、市民・事業者等のみなさんが、第6条から第8条に規定する責務を果たす上で基本となる考え方です。

1. 男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いをなくしましょう。男女が性別に関わらず、能力を発揮する機会を確保できるようにしていきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担にとらわれず、男女が自由な選択のもとに活動できるように、社会制度又は慣行について見直してみましょう。

3. 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、世界的な取組と密接な関係を有します。国際社会の動向に留意しながら協調していきましょう。

責務を定めました。(第6条—第8条)

市と市民・事業者等のみなさんの連携と協力が必要です。

※条例では、「市民」:市内に居住・通勤・通学する人、市内で活動をする人、「事業者等」:市内で事業又は活動を行う民間の法人その他の団体(営利非営利問わず)と定義しています。

市民の皆さん (市民の責務)

- 職域・学校・地域・家庭その他の社会のあらゆる分野で、男女共同参画の推進を妨げる要因を取り除くよう努めましょう。
- 市が実施する参画施策に協力しましょう。

事業者等の皆さん (事業者等の責務)

- 事業、活動に関し男女共同参画の推進を妨げる要因を取り除くよう努めましょう。
- 市が実施する参画施策に協力しましょう。

市 (市の責務)

- 男女共同参画社会の形成を促進するための施策を総合的に策定・実施していきます。
- 参画施策の実施については、市民・事業者等の協力を得よう努めます。
- 参画施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう努めます。

性別による差別的取扱い等を禁止します。(第9条)

性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)など男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権侵害であることを充分認識するとともに、そういった行為を行ってはならないことを規定しました。

市の基本的施策を定めました。(第10条—19条)

市は、次のような取組を進めます。

- 第10条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行います。
- 第11条 男女共同参画社会の形成について、市民・事業者等の理解を深めるため、啓発活動を行います。
- 第12条 学校教育・社会教育・家庭教育その他の教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めます。
- 第13条 家族を構成する男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動を行うことができるよう必要な支援をします。
- 第14条 男性の家庭責任の共有を促進し、女性の労働環境の改善について必要な支援をします。
- 第15条 地域において活動する団体、組織等の方針の立案・決定について、女性の参画を促進するための必要な支援をします。
- 第16条 積極的改善措置として、①市の政策の立案・決定の過程における女性の参画の推進、②事業者等の方針の立案・決定の過程における女性の参画の促進を図るため、情報の提供、助言その他の支援を行います。
- 第17条 総合的かつ計画的に男女共同参画社会の形成を促進するための施策「飯塚市男女共同参画プラン」を策定します。また施策の状況について、報告書を作成し公表します。
- 第18条 参画プランに基づき施策を実施するため必要な体制の整備に努めます。
- 第19条 飯塚市男女共同参画推進センターを、市民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を取組む拠点となる施設とします。

苦情等の申し出ができます。(第20条—第38条)

飯塚市男女共同参画オンブズパーソンを置き、市の参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策、措置についての苦情の申し出、または市内において市・市民・事業者等から人権侵害を受けたときの救済の申し出について対応します。

※「人権侵害」とは、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害を言います。

飯塚市男女共同参画推進委員会を設置します。(第39条・第40条)

飯塚市男女共同参画プランや、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する飯塚市男女共同参画推進委員会を設置します。

○飯塚市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年8月28日

飯塚市規則第71号

改正 H29—15

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市男女共同参画推進条例(平成19年飯塚市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法等)

第2条 条例第29条第1項の規定による苦情の申出及び同条第2項の規定による救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、申出書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。ただし、飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)が特別の理由があると認めるときは、口頭であることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の申出書の記載事項に不備があるなど形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申出人に対し、その補正を求めなければならない。

(通知等の方式)

第3条 次に掲げる通知等は、書面により行わなければならない。

- (1) 条例第31条第1項の規定による当該関係人への通知
- (2) 条例第33条第1項の規定による是正勧告
- (3) 条例第33条第3項の規定による報告
- (4) 条例第33条第4項の規定による申出人への通知
- (5) 条例第34条第1項の規定による救済勧告
- (6) 条例第34条第3項の規定による申出人への通知
- (7) 条例第35条第1項の規定による意見表明
- (8) 条例第35条第2項の規定による申出人への通知
- (9) 条例第36条第1項の規定による報告及び改善の要請の求め
- (10) 条例第36条第2項の規定による申出人への通知
- (11) 条例第36条第3項の規定による公表の求め
- (12) 条例第37条第1項の規定による要請
- (13) 条例第37条第5項の規定によるオンブズパーソンへの通知

(意見を述べる機会の付与)

第4条 条例第37条第4項の規定による意見を述べる機会の付与については、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)に規定する弁明の機会の付与の例による。

(公表)

第5条 条例第33条第4項、第34条第3項、第35条第2項及び第37条第2項の規定による公表は、市が発行する飯塚市男女共同参画推進センターの情報誌及び市のホームページでの掲載により行うものとする。

(苦情等の申出を行った者への配慮)

第6条 オンブズパーソンは、苦情等の申出の処理に当たっては、当該苦情等の申出を行った者の意思を尊重し、その者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(処理をしない旨の通知)

第7条 オンブズパーソンは、苦情等の申出に係る処理の結果、条例第33条第1項の規定による是正勧告、条例第34条第1項の規定による救済勧告又は条例第36条第1項の規定による人権侵害の救済措置のいずれも行わないこととしたときは、その旨を当該苦情等の申出人に通知しなければならない。

(身分証明書)

第8条 オンブズパーソンは、その職務を行う場合には、オンブズパーソンであることを示す証明書(様式第2号)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(処理状況報告書)

第9条 オンブズパーソンは、毎年度1回、苦情等の申出の処理の状況及びこれに関する所見等について書面により、市長に報告しなければならない。

(公印)

第10条 オンブズパーソンの公印は、次のとおりとする。

| 名称 | 形状 | 寸法(mm) | 書体 | 管理者 | 個数 |
|--------------------|-----|--------|-----|-------------------------|----|
| 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン印 | 正方形 | 24 | れい書 | 市民協働部 男女共同参画推進課 長 | 1 |

| | | | | | |
|--------------------------|-----|----|-----|-------------------------|---|
| 飯塚市代表男女共同参画 オンブズパーソン印 | 正方形 | 24 | れい書 | 市民協働部 男女共同参画推進課 長 | 1 |
|--------------------------|-----|----|-----|-------------------------|---|

2 前項の公印の取扱いについては、飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)に定める公印の取扱いの例による。

(H29—15—改)

(男女共同参画推進委員会の所掌事務)

第11条 飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現の総合的推進に関する事項
- (2) 男女共同参画計画の策定及び変更並びに進行管理に関する事項
- (3) 男女共同参画推進センターの管理運営に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画行政に関し必要な事項

(参画推進委員会の組織)

第12条 参画推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する21人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 社会活動団体代表
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(参画推進委員会会長及び副会長)

第13条 参画推進委員会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、参画推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(参画推進委員会の会議)

第14条 参画推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 参画推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 参画推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 参画推進委員会は、第11条各号に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(オンブズパーソン及び参画推進委員会の庶務)

第16条 オンブズパーソン及び参画推進委員会に関する庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。

(H29—15—改)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、書類の様式等必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 この規則施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第12条第2項の規定に関わらず、平成20年3月31日までとする。

(飯塚市男女共同参画推進委員会規則の廃止)

3 飯塚市男女共同参画推進委員会規則(平成18年飯塚市規則第220号)は、廃止する。

附 則(平成29年3月31日 規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

● 男女共同参画に関する国内の動向 ●

1 第6次男女共同参画基本計画（2026年3月閣議決定）

| 基本的な視点及び取り組むべき事項 | |
|------------------|--|
| ① | 全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の推進。その基盤として、両立支援、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びり・スキリングの促進。 |
| ② | 「202030」の達成と、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。 |
| ③ | 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進するため、都市部・地方の課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。 |
| ④ | テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進をともに進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。 |
| ⑤ | ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。 |
| ⑥ | 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。 |
| ⑦ | 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。 |
| ⑧ | 持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐために、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。 |

2 第6次福岡県男女共同参画計画（2026年3月）

【柱1】あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

- 女性の就業やキャリア形成の支援と多様な分野での就業の促進
- 多様で柔軟な働き方の推進と男性の主体的な家事育児等への参画推進
- 様々な分野における意思決定の場への女性の参画の推進

【柱2】誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- DVや性暴力、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶と被害者の安全確保・自立に向けた支援
- 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への状況に応じた切れ目ない支援
- 男女のライフサイクルに応じた健康支援と生涯にわたる心身の健康維持の推進
- 防災・復興において、男女共同参画の視点を持って対応できる体制づくり

【柱3】ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消と社会全体での意識改革
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育の推進と、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行（2024年）

女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化していることに鑑み、女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「民間団体との協働」などの視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築

- ・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確に規定
- ・国・地方公共団体の責務＝困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記（教育・啓発、調査研究の推進、人材の確保、民間団体の援助）

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正（2025年）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

- ・2036年3月まで10年の期限延長
- ・情報公表の必須項目の拡大（従業員数301人以上の企業に義務付けられていた男女間賃金差異の公表を、101人以上の事業主に拡大。女性管理職比率の公表を101人以上の事業主に義務付け）
- ・「女性の健康上の特性」への配慮の明確化

5 育児・介護休業法改正（2024年）

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方実現のための措置の拡充（3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主へのニーズの把握と柔軟な働き方を実現するための措置義務を義務付け、残業免除の対象拡大、この看護休暇の範囲・対象拡大等）
- ・育児休業の取得状況の公表義務の拡大（300人超の企業）や次世代育成支援対策の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の期限延長）
- ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

6 DV防止法改正（2023年・2025年）およびDVへの取り組み

- ・保護命令制度の拡充（接近禁止命令等の申立ての条件に「自由、名誉又は財産」に対する脅迫を追加・接近禁止命令の期間を1年間に延長・電話等禁止命令の対象に、連続しての、または夜間のSNS等の送信、位置情報の無承諾取得等を追加）
- ・保護命令違反の厳罰化（2年以下の懲役/200万円以下の罰金）
- ・加害者の矯正プログラムの動き

7 性暴力根絶に向けた法整備・取組み

- ・刑法改正：「強制性交罪等」（2017年）→「不同意性交罪」（2023年）
性交同意年齢の引き上げ、性的姿態等撮影罪の新設等
- ・「福岡県性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（2019年）→すべての公立小中高校を対象に性暴力対策アドバイザー派遣（2022年～）
- ・文部科学省「生命の安全教育」開始（2022年）、中高生向け教材に「性的同意」を追加（2026年）
- ・こども性暴力防止法（2026年施行予定）

8 ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント）、育児介護休業法（マタニティハラスメント・ケアハラスメント）、労働施策総合施策推進法（パワー・ハラスメント）により、ハラスメント対策を事業主に義務化。2022年～中小企業にもパワハラ対策義務化

- ・カスタマー・ハラスメント対策、求職者等へのセクハラ防止を事業主に義務化（2026年）

9 LGBTQ+など性的マイノリティに関する取り組み

- ・福岡県パートナーシップ宣誓制度（2022年）
- ・県パートナーシップ宣誓制度に関する包括連携（転居等をした場合の転出自治体が交付する受領証の継続利用・サービスの相互利用）
協定締結先（2025年4月現在）：北九州市、福岡市、直方市、田川市、行橋市、中間市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町および佐賀県
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（2023年）

10 独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA（ジーパ））設立（2026年）

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、各地の男女共同参画センターを支援するセンターオブセンターズとして設立

- ・地域支援事業（全国の推進拠点の支援、情報収集・提供及び広報、研修、調査研究、国際連携）
- ・男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインの策定

第3次飯塚市男女共同参画プラン 計画の体系(案)

| 基本理念 | 基本目標 | 重点目標 | 施策の基本的方向 |
|---|--------------------------|----------------------------------|--|
| 男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現 | 1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり | (1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進 | ①ジェンダー平等・男女共同参画意識の啓発 ②ジェンダー平等・男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供 ③国際理解及び交流と連帯の推進 |
| | | (2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | ①学校・保育所等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実 ②生涯学習におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実 |
| | | (3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進 | ①固定的な性別役割分担見直しの促進 ②男女協働による地域コミュニティづくり |
| | 2 あらゆる分野における女性の活躍推進 | (1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進 | ①政策・方針決定過程への女性の参加促進 ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 ③女性リーダーの人材育成等 |
| | | (2)働く場における女性の活躍促進 | ①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援 ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善 |
| | | (3)ワーク・ライフ・バランスの推進 | ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援 |
| | 3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり | (1)あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 | ①DV防止のための啓発 ②DV相談体制の充実と被害者への支援 ③性暴力やハラスメント防止に向けた取組の推進 |
| | | (2)生涯を通じた健康支援 | ①性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援 |
| | | (3)様々な困難を抱える女性等への支援 | ①ひとり親家庭への支援 ②部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者等が安心して暮らせる環境整備 ③困難な状況に置かれている女性等への支援 追加 |
| | | (4)防災における男女共同参画の促進 | ②防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進 |
| | 計画推進体制の充実 | | 1. 計画推進体制の充実・強化 2. 市民や事業者等と行政の協働 3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実 4. 法的制度の整備・充実 5. 国・県等との連携・協力体制の充実 6. 特定事業主計画の推進 |

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 重点目標 | 施策の基本的方向 |
|---|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現 | 1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり | (1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進 | ①人権尊重 男女共同参画意識の啓発 ②SDGsの理解促進 ③男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供 |
| | | (2)人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | ①学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実 ②生涯学習における男女共同参画の推進と充実 |
| | | (3)国際的視野に立った男女共同参画の推進 | ①国際理解及び交流と連帯の推進 |
| | 2 あらゆる分野における女性の活躍推進 | (1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進 | ①政策・方針決定過程への女性の参加促進 ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 ③女性リーダーの人材育成等 |
| | | (2)働く場における女性の活躍促進 | ①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援 ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善 |
| | | (3)ワーク・ライフ・バランスの推進 | ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援 |
| | 3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり | (1)家庭における男女共同参画の促進 | ①固定的な性別役割分担見直しの促進 ②子育て・介護環境の整備・充実 |
| | | (2)地域社会への男女共同参画の促進 | ①男女協働による地域コミュニティづくり ②防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進 |
| | | (3)性の尊重とあらゆる暴力の根絶 | ①性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ③性暴力の防止及び被害者支援 |
| | | (4)様々な困難を抱える人への支援 | ①ひとり親家庭への支援 ②部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者が安心して暮らせる環境整備 |
| | 計画推進体制の整備 | | 1. 計画推進体制の充実・強化 2. 市民や事業者等と行政の協働 3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実 4. 法的制度の整備・充実 5. 国・県等との連携・協力体制の充実 |

赤枠＝主な変更点
 赤字＝文言修正
 オレンジ枠＝他施策に包含(第3次では統合)
 紫枠＝新規追加
 矢印＝再編入

第3次飯塚市男女共同参画プラン骨子(案)

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
 - (1) 世界の取り組み
 - (2) 国・県の取り組み
 - (3) 飯塚市のこれまでの取り組み
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 男女共同参画に関する飯塚市の現状と課題

- 1 人口に関する現況
 - (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移
 - (2) 家族類型別一般世帯数の推移
- 2 雇用・就労の現状
 - (1) 女性の年齢階級別労働力率の推移
 - (2) 雇用者の従業上の地位の状況
 - (3) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移
- 3 市民意識調査からみた現状と課題
 - (1) 固定的性別役割分担意識について
 - (2) 男女の地位の平等感について
 - (3) 家庭内の役割分担について
 - (4) 女性が職業をもつことについて
 - (5) 地域の役職や公職に就くことについて
 - (6) 女性への暴力について
- 4 事業所調査からみた現状と課題
 - (1) 従業員の男女比（正規従業員・パートタイム労働者）
 - (2) 役職別にみた管理職の男女比
 - (3) 育児休業制度・介護休業制度の明示の有無
 - (4) ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方
 - (5) ハラスメントの問題についての取組状況
 - (6) 行政に望むこと

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 飯塚市の目指す将来像(基本理念)
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の体系
- 4 本計画とSDGsの関連性

第4章 基本目標達成に向けた施策の展開

基本目標Ⅰ ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本目標Ⅲ 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり

計画推進体制の充実

管理指標一覧

資料編

- 1 飯塚市男女共同参画推進条例
- 2 飯塚市男女共同参画推進条例施行規則
- 3 飯塚市男女共同参画推進センター条例
- 4 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則
- 5 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程
- 6 関係法
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 7 用語の解説

*本文中(※)がついている言葉は、「用語の解説」で説明しています。
- 8 男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き
- 9 飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿

令和8年度飯塚市男女共同参画推進委員会スケジュール

| 開催予定 | 推進委員会(第3次飯塚市男女共同参画プラン策定審議) | 推進委員会(通常) |
|-----------|---|--|
| 令和7年4月27日 | 第1回 推進委員会(4月27日) ①諮問 ②計画策定の趣旨について ③男女共同参画に関する国・県の動き ④第3次プランの体系(案)について ⑤第3次プランの骨子(案)について ⑥計画策定スケジュール(会議日程・議題) ※体系(案)・骨子(案)について、意見記入用紙を配布し、5/7までに提出依頼 | ・委嘱状交付式 ・令和8年度事業計画について |
| 令和8年5月中旬 | 関係各課ヒアリングの実施 | |
| 令和8年6月中旬 | 第2回 推進委員会 ①第2次プランの成果と課題 ・各課ヒアリング結果のまとめ ②第3次プランの体系(案)について(報告) ③第3次プランの骨子(案)について(報告) ※委員意見をもとに修正 | ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン 令和7年度進捗状況報告について |
| 令和8年7月中旬 | 第3回 推進委員会 ①第3次プラン基本構想(案)について 第1章～第3章 | |
| 令和8年8月下旬 | 第4回 推進委員会 ①第3次プラン 基本構想(案)の確定 ②第3次プラン 計画の内容(案)について ③第3次プラン 管理指標(案)について | ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン 令和7年度進捗状況報告(質疑)について ・令和7年度提言書に対する回答について |
| 令和8年9月中旬 | 第5回 推進委員会 ①第3次プラン(案)の確定 基本理念・計画の内容、管理指標の確定 ②パブリックコメントの実施について | |
| 令和8年10月 | | |
| 令和8年11月 | | |
| 令和8年12月 | パブリックコメントの実施 | |
| 令和9年1月中旬 | 第6回 推進委員会 ①パブリックコメントの結果報告 ②第3次プラン(案)の確定 ○答申 | ・令和8年度飯塚市男女共同参画の取組 報告、推進センター管理運営状況について |

令和8年度飯塚市男女共同参画推進委員会スケジュール（全体）

| 作業区分 | 令和8年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和9年1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|--|----------------------------|---|-------------------------------------|---|---|-----------------------------|----------------|-------------|--|-------------------|---------------|
| 推進委員会（通常） | ○第1回(4/27) ・委嘱状交付式 ・令和8年度事業計画について | | ○第2回(中旬) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和7年度進捗状況報告について | | ○第4回 ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和7年度進捗状況報告(質疑)について ・令和7年度提言書に対する回答について | | | | | ○第6回 ・令和8年度飯塚市男女共同参画の取組報告、推進センター管理運営状況について | | |
| 推進委員会（プラン審議） | ○第1回 ①諮問 ②計画策定の趣旨 ③国・県の動きについて ④第3次プラン体系(案) ⑤第3次プラン骨子(案) ⑥計画策定スケジュール(会議日程・議題) ※意見書配付 | | ○第2回 ①第2次プランの成果と課題(各課ヒアリング結果のまとめ) ②第3次プラン体系(案)について(報告) ③第3次プラン骨子(案)について(報告) ※委員意見をもとに修正 | ○第3回 ①第3次プラン基本構想(案)について(第1章～第3章) | ○第4回 ①第3次プラン基本構想(案)の確定 ②第3次プラン計画内容(案)について ③第3次プラン成果指標(案)について | ○第5回 ①3次プラン(案)の確定(基本理念・計画の内容、管理指標の確定) ②パブリックコメントの実施について | | | | 第6回 ①パブリックコメントの結果報告 ②第3次プラン(案)の確定 ◎答申 | | |
| 進捗管理 | 資料作成 オブザーバー出席 議事録作成 | | 資料作成 オブザーバー出席 議事録作成 | 資料作成 オブザーバー出席 議事録作成 | 資料作成 オブザーバー出席 議事録作成 | 資料作成 オブザーバー出席 | | | | 資料作成 オブザーバー出席 議事録作成 | | |
| 画（検証の整理と行） | 第2次後期プラン実施状況(成果と課題)調査表を担当各課へ照会 | 第2次後期プラン進捗状況まとめ | 関係各課ヒアリング結果のまとめ作成 現行計画の成果と課題整理 | 第2次後期プラン進捗に関する質疑の照会・提言に対する回答作成 | 第3次プランの取組、成果指標について関係課への確認依頼 | | | | | | | |
| 計画作成 | 第3次プランの体系(案)、骨子(案)作成・検討 | 第3次プラン基本構想(案)作成(第1章～第3章)検討 | 第3次プラン計画内容(案)作成 | | 第3次計画素案 修正 | | | | | 第3次プラン 最終版作成 パブリックコメント意見反映検討 | | |
| パブリックコメント | | | | | | | | | パブリックコメント実施 | パブリックコメント資料提供 市民からの意見の整理 | | |
| 概計作成版書の | | | | | | | | | | 計画書レイアウト、表紙作成、修正 概要版デザイン作成と修正 | | ●計画書・概要版印刷、納品 |
| 本議部会 | | | | | | | 第3次プラン素案の報告 第2次後期プラン進捗報告 | | | | ●第3次プランの策定報告、事業報告 | |
| 委員会 | | | | | | | | 第3次プラン素案の委員会報告 | | | | 第3次プランの委員会報告 |

第3次飯塚市男女共同参画プラン体系案・骨子案についての意見書

ご意見がある場合は返信用封筒にて、5月7日（木）までにご提出ください。メールでご提出いただける方は下記のアドレスまでお願いします。（意見がない場合は提出の必要はありません。）

委員氏名

| | 体系案・骨子案 (○で囲んでください) | 意見内容 |
|-----|------------------------|------------------------|
| 記載例 | 体系案・骨子案 | ○○についても記載した方が良いのではないか。 |
| 1 | 体系案・骨子案 | |
| 2 | 体系案・骨子案 | |
| 3 | 体系案・骨子案 | |
| 4 | 体系案・骨子案 | |
| 5 | 体系案・骨子案 | |

飯塚市 男女共同参画推進課メールアドレス

danjyo@city.iizuka.lg.jp

令和 8 年度の事業計画 (企画担当)

1 男女共同参画推進体制

(1) 飯塚市男女共同参画推進委員会

- ・飯塚市の男女共同参画推進のため組織された審議会（任期は 2 年）
- ・市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申
 - ①男女共同参画社会の実現の総合的推進に関する事項
 - ②男女共同参画計画の策定及び変更並びに進行管理に関する事項
 - ③男女共同参画推進センターの管理運営に関する事項
 - ④上記①～③に掲げるもののほか、男女共同参画行政に関し必要な事項

【推進委員会の主な役割】

- ・男女共同参画プラン等の策定に関する審議
- ・プランの取組内容、管理指標に関する進捗管理評価
- ・委員の総意に基づく提言書の作成（任意であり、現在は隔年実施）

※令和 8 年度の開催予定は別紙参照

(2) 庁内推進体制

- ①飯塚市男女共同参画推進本部会議
- ②飯塚市男女共同参画推進協議会
- ③飯塚市男女共同参画推進員

2 女性活躍推進と働き方改革

(1) 飯塚市女性人材バンク

本市では政策や方針決定過程への女性の参画を促進し、多様な意見を市政に反映させることを目的として女性人材バンクを設置。各審議会や委員会等の委員の人選など女性人材を必要とするときに活用し、審議会等における女性の登用率の向上を図る。

※別添チラシ添付

(2) イクボス推進事業

本市では、組織のリーダーが部下のワーク・ライフ・バランスに配慮し、育児や介護など生活と仕事を両立できる環境づくりを推進する「イクボス」の普及・啓発に取り組む。情報発信や研修の開催により、誰もが働きやすい職場環境の整備と、市内事業所における生産性の向上および組織の活性化を図る。

※別添チラシ添付

3 その他

(1) 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン制度

飯塚市男女共同参画推進条例第 20 条に基づき設置。市の施策に関する苦情及び人権侵害を受けたときの救済に対応。

令和 8 年度の事業計画（事業係）

1 主催事業等

(1) 飯塚市男女共同参画推進センター(イイヅカコミュニティセンター内)の運営、管理

①飯塚市男女共同参画推進センター

- ・複合施設イイヅカコミュニティセンター内に設置
- ・男女共同参画の拠点施設・貸館（サンクス会議室 1、サンクス会議室 2、幼児室）

②愛称「サンクス」

- ・多くの女性が太陽（サン）のように輝き、家庭でも街でも楠（クス）のように大きく枝を広げて欲しいという願いが込められている。

(2) 主催事業

①男女共同参画推進センター等を活用した市民向けの啓発

②出前講座

(3) 相談事業（サンクス相談室）

*法律相談（第 2・4 木曜 女性弁護士による相談を実施／月 2 回）

*一般相談（第 1～4 水曜 女性相談員による相談を実施／月 4 回）

*職場の悩み相談（第 1 水曜 県・筑豊労働者支援事務所相談員による相談を実施）

*就業支援相談（第 3 木曜 県・子育て女性就職支援センター相談員による相談を実施）

(4) DV 等被害者の支援

① DV 等随時相談（全庁での横断的な支援を行うため「DV 対策庁内連携会議」を設置）

② 住民基本台帳事務における支援措置申出

(5) 情報提供

①「家事・育児シェアシート」配付

②広報いづか、情報誌サンクス他

(6) 情報啓発（パネル掲示等）

・ 6 月 23 日～29 日「男女共同参画週間」

・ 11 月 12 日～25 日「女性に対する暴力をなくす運動」

2 協働事業

(1) サンクスフォーラム

男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の醸成を図るため、男女共同参画推進センター登録団体や個人から構成された実行委員会及び飯塚市と協働で開催する。

今年度は、令和 8 年 11 月 21 日（土）開催予定

3 男女共同参画推進補助金交付事業

男女共同参画行政施策の総合的な振興を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画社会実現に向けて活動する団体が行う男女共同参画問題解決のための事業の推進のため、当該団体が実施する事業に対し、事業経費の一部として、補助金を交付する。

補助金の額：1 事業につき 6 万円以内

1 研修等につき 2,000 円以内

（受講料の費用等・1 団体につき年度内 10,000 円を上限）

令和 7 年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書

飯塚市長 武井 政一様

令和 8 年 3 月 19 日
飯塚市男女共同参画推進委員会
会長 坂 無 淳
委員 一同

飯塚市男女共同参画推進委員会では、「第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン」(以下、現プラン)の進捗状況について、現状の検討を行いました。現プランの全項目が男女共同参画の推進に重要なものですが、推進委員会での検討を踏まえ、今回特に以下の 3 点を市長に対して提言します。

【提言一】

●市職員の女性管理職の割合向上に向けた取組の強化

市長のリーダーシップの下で、現プランに掲げた市職員の女性管理職比率の目標達成と、達成に向けた一層の取組を要請します。

補足説明

社会における意思決定過程への女性の参画の促進のため、前回(令和 5 年度)の提言では女性管理職比率の目標達成を求めるとともに、達成に向けた一層の努力を要請しました。しかし、現プランの目標値に照らすと、令和 7 年度の課長相当職以上の女性職員の割合は 15.2%(速報値)と、令和 6 年度に比べ 3.9 ポイント上昇したものの、依然として目標の令和 8 年度末までに 20%以上に届いていません。また、課長補佐相当職にある女性職員の割合は目標に達しているものの、係長相当職にある女性職員の割合は目標に達していません。

前回の提言に対する担当課の回答では、職員全体に占める女性比率と年齢構成や、昇任希望の有無といった職員の特性があげられました。具体的には、課長相当職が多い世代は 55 歳以上で女性比率が 24.3%、課長補佐職が多い世代は 50～54 歳で女性比率が 41.4%であること、次に課長補佐職以上の女性職員が令和 5 年度の人事異動の自己申告書において「昇任を希望する/どちらかといえば希望する」と回答した割合が 15.4%であることが示されました。また、女性管理職のキャリアアップ研修やキャリア形成を支援

するための計画的なジョブ・ローテーション等、女性職員が経験を糧として昇任に前向きになれる環境づくり等に取り組んでいることが示されました。

しかしながら、現プラン策定時に設定した目標値を達成できていないのが現状です。このままでは、目標達成が遅れ続けるおそれがあり、くわえて国や他の地方自治体、民間企業の数値が上昇すれば、本市は相対的に大きく取り残されかねません。

現プランの女性管理職比率の目標達成のためには、現在有効だと考えられる取組の継続のほかにも、管理職の働き方自体の見直しや仕事と生活との両立の観点、女性職員のニーズの把握など別の観点からの取組もありうると考えられます。

また、現プランの計画期間が令和 8 年度末をもって終了することから、現プランに掲げた目標を踏まえつつ、次期プラン策定に向けては、先を見据えた新たな高い目標設定と具体的な施策の提示が必要な時期に来ています。

以上、市長のリーダーシップの下で、現プランに掲げた女性管理職比率の目標達成と達成に向けた一層の取組を要請いたします。

【現状値と目標値】

| 管理指標 | 令和 6 年度 現状値 | 令和 7 年度 現状値 (速報値) | 令和 8 年度 目標値 |
|--|------------------|----------------------|----------------|
| 市職員の課長相当職以上の女性職員の割合 | 11.3% | 15.2% | 20% |
| 市職員の課長補佐相当職にある女性職員の割合 (市職員の係長相当職にある女性職員の割合) | 37.9% (32.7%) | 36.4% (30.7%) | 30% (40%) |

【関連する現プランの目標】

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

重点目標1 社会における意思決定過程への女性の参画の促進

【提言一】

- 子どもたちが性暴力やデート DV 等の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の充実と、男女共同参画・ジェンダー平等の視点に基づいた教育のさらなる推進

子どもたちが、あらゆる暴力、特に性暴力やデート DV の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の機会の提供と内容の充実を行ってください。また、男女共同参画・ジェンダー平等の視点に基づいた教育をさらに推進してください。教職員への研修を通じて、個々の教職員が現在の性暴力やデート DV 等、日本や世界の男女共同参画・ジェンダー平等に関する社会の状況を知り、意識や指導力を高める機会を充実させてください。

補足説明

スマートフォンの普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は多様化する一方で深刻な問題にも直面しています。とりわけ SNS は身近で手軽なコミュニケーション手段である一方、見知らぬ相手との接触の機会が増え、巧妙な誘導によって性被害に遭う危険性が高まっています。それらの手段では個人間のやり取りが中心となるため、保護者の目が届きにくく、被害の早期発見が遅れるという課題もあります。また、交際している(していた)人同士で起こる暴力をデート DV といい、ジェンダーに基づく暴力のひとつとして、若年層においても引き続き深刻な問題となっています。また、直接自分がそのような被害にあわなくても、友人や知り合いにそのような被害にあった人がいる場合、どのような行動をとるべきかを知ること子どもたちにとって重要です。

このような状況を踏まえ、子どもたちが小学校低学年から発達段階に応じて、自分自身や相手、一人ひとりを尊重する意識を身につけ、性暴力やデート DV 等の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の機会を提供し、その内容を充実させることが、現在特に重要になっていると考えます。

さらに、男女共同参画・ジェンダー平等の視点に基づいた教育のさらなる推進を行ってください。人の意識や価値観は、成長過程において周囲の様々な影響を受けて形成され、学校は次代を担う子どもたちが男女共同参画・ジェンダー平等を推進する意識を育む重要な場であり、教育の果たす役割は極めて大きいといえます。様々な場面において、子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことができるよう男女共同参画・ジェンダー平等の視点に基づいた教育のさらなる推進を求めます。

以上 2 点の教育に関しては、教職員の意識と指導力を高め、学校全体での取組の質を向上させることが不可欠だと考えます。また、令和 8 年 12 月 25 日にはこども性暴力防止法^{*}が施行されることから、教職員への研修を通じて、個々の教職員が現在の性暴力や

^{*} 学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和 6 年法律第 69 号

デート DV 等に関する状況、日本や世界の男女共同参画・ジェンダー平等に関する社会の状況を知り、意識や指導力を高める機会をさらに充実させてください。

【関連する現プランの目標】

基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

重点目標 2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標 3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

【提言一】

●地域活動団体における役員の女性登用促進に向けた取組の強化

まちづくり協議会や自治会など、地域活動団体における役員の女性登用促進に向けた取組を強化してください。女性の地域活動自体への参画は得られているにもかかわらず、役職につく女性が少ないという実態を踏まえて、他市町村の取組なども参考にして、女性の役職就任につながる市の支援体制構築のために、多様な施策を検討・実行してください。

補足説明

男女共同参画社会を形成するためには、男女がともに広く地域や社会に参加するとともに、あらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが不可欠です。また、少子高齢化など地域コミュニティの変容により、地域活動の担い手不足、役員の高齢化や固定化の問題もあり、地域コミュニティの再構築と活動の活性化が求められています。

その中で本市の令和 7 年度の「自治会長のうち女性の割合」は 6.7%であり、役職が男性で占められているケースが少なくありません。また、まちづくり協議会の役員に占める女性の割合は、5 年度 21.7%、6 年度 22.5%、令和 7 年度 22.0%(速報値)と低水準にとどまり、現プランの進捗管理において担当課が定めた目標値の 40%には遠く及びません。また、まちづくり協議会の女性役員の割合が 20%未満の地区数は、12 地区中令和 7 年度に 5 地区(速報値)となっており、目標値の令和 8 年度までに 0 地区に達していま

せん。このままの推移が続くと目標達成にかなりの年数を要する見込みであり、従来の取組だけでは不十分であるといわざるをえません。

一方で、地域における男女共同参画推進講座の実施や担当課による積極的な働きかけの結果、10 地区のまちづくり協議会が規約を改正し、「男女共同参画の視点」を明記したことは目標達成に向けた着実な前進だと評価できます。さらに、まちづくり協議会と地域で活動する市民活動団体の事例発表・相互交流を目的とする「みんなのまちづくりフェスタ」が毎年開催され、役職にはついていないものの、多くの女性が毎年参画していると報告されています。

令和 7 年 10 月には、次期プラン策定の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民意識調査」が実施され、その中には地域活動や役員就任に関する設問も含まれています。これらの調査結果を精査するとともに、他市町村で行われている手法も参考にした新たな取組の検討や工夫が必要だと考えます。

以上、女性の地域活動自体への参画は得られているにも関わらず、役職につく女性が少ないという実態を踏まえて、女性が地域活動団体の役員として、これまで以上に意思決定の場に参画できるよう、より有効な市の支援体制を構築してください。そのために、現在の取組の強化とともに、多様な施策の検討と実施を進めてください。

【現状値と目標値】

| 管理指標 | 令和 6 年度 現状値 | 令和 7 年度 現状値（速報値） | 令和 8 年度 目標値 |
|-----------------------------|----------------|---------------------|----------------|
| まちづくり協議会の女性役員の割合が 20%未満の地区数 | 6 か所 | 5 か所 | 0 か所 |

（参考）まちづくり協議会：市内 12 か所すべてに設立

【関連する現プランの目標】

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍推進

重点目標 1 社会における意思決定過程への女性の参画の促進

基本目標 3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

重点目標 2 地域社会への男女共同参画の促進